

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県稲沢市

## 2 構造改革特別区域の名称

稲沢市食育推進給食特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

愛知県稲沢市の区域の一部（祖父江町及び平和町地区）

## 4 構造改革特別区域の特性

稲沢市は、平成17年4月1日に稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町が合併し、新しい稲沢市として「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く文化創造都市」を将来像に掲げ、新しい市の発展とまちづくりに取り組んでいる。

合併後の稲沢市は、愛知県の西部にあって濃尾平野のほぼ中央に位置し、東西約14.6km、南北約9.2kmの距離を有する、面積79.35km<sup>2</sup>、人口137,989人（平成28年8月1日現在）の市である。

自然環境は、年間を通じて温和な気候と降雨に恵まれ、市の西端は、日本有数の大河である木曾川に接し、地域内には、尾張西部の代表的な河川である日光川をはじめとする多くの中小河川が流れ、地域を分断する山地もなく平坦な地形に恵まれている。地質的には、沖積層で地味肥沃であり、植木・苗木・盆栽の生産、野菜等の栽培に適した条件を備えており、地目別にみても、農用地や河川・水路が全体の過半数を占め、名古屋市近郊に位置しながら、水と緑に恵まれているという特徴をもっている。

交通基盤は、市の南北軸として西尾張中央道と国道155号が重要な役割を果たしている。東西軸としては、祖父江稲沢・南大道線、稲沢西春線、春日井稲沢線が計画されているが、南大道線を除く区間が未整備となっている。また、市の東部ではJR東海道本線及び名古屋鉄道本線が南北に走り、南は名古屋市、北は一宮市及び岐阜市方面への交通手段として活用され、祖父江町地区及び平和町地区のある市の西部では、名古屋鉄道尾西線が南北に走り、南は津島市、北は一宮市方面への交通手段として活用されている。

近年は、家族構成の変化や、女性の就労環境の変化等により、子育て環境や保育行政に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体での子育て支援を重要な施策として取り組んでいる。そのため、本市においては、延長保育、乳児

保育、障害児保育、一時保育、母子通所施設などの事業に取り組むとともに、家庭における子育てを支援する拠点となる「子育て支援センター」を設置し、保育サービスの充実と子育て支援を図っている。

市内には18施設の公立保育所があり、2,090名の定員を設定し運営している。そのうち、旧稲沢市地区の9施設については自園内調理で対応しているが、祖父江町地区の6施設及び平和町地区の3施設については、1施設を除き（牧川保育園（祖父江町地区）のみ平成11年建築）建築年が昭和43年から昭和49年と古く、調理設備の老朽化と増加する保育需要の多様化により、保育所内調理での対応が困難な状況にある。

そのため、祖父江町地区及び平和町地区の保育所に対して、大型調理施設である「祖父江町学校給食センター」及び「平和町学校給食センター」からの給食搬入を実施し、調理設備の維持管理経費の節減を図っている。更に食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費の節減により、増加する保育需要へ対応する。

また、食育基本法が制定され食育への取り組みが求められる中、学校給食においては既に地産地消と食育に積極的に取り組み、最小の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、安全・安心な給食を提供し、就学前からの一貫した食育に取り組んで来た。

しかし、平和町学校給食センターの老朽化に伴い、現在平和中学校敷地内に親子方式の学校給食調理場を建設中で、平成29年4月1日から平和中学校と平和町内の小学校3校の給食を調理することになる。それに伴い、特区変更申請認定後、平和町地区の保育園給食は、祖父江町学校給食センターで調理し、搬送する。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進み、それに伴う家庭の養育機能の低下が指摘され、そのひとつとして児童の食育が挙げられている。そのような中、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方で地方自治体の財源が限られていることから、保育所の運営の合理化も求められている。

学校給食センターからの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減が図られ、保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源の確保が可能となる。また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにもつながる。

食育の面では、学校給食センターと保育所が連携することで、乳児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣についての現状を把握することができ、これによって乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。

また、学校給食センターでは、地産地消に取り組んでおり、従来、保育所ごとでは少量であるため調理できなかった地域食材を使用した給食の提供が可能となり、市の主要生産物である米、キャベツ、ブロッコリー、いちご等地域で生産された食材で調理した安全で安心な給食を提供するとともに、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむことは、地産地消の促進につながる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 学校給食センターからの給食外部搬入方式の導入による公立保育所の合理化を進め、増大する保育需要に対応する多様な保育を実現する。
- ② 保育所や学校給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に努める。
- ③ 給食に地元食材を活用することで、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進へとつなげる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区に及ぼす経済的社会的効果

- ① 学校給食センターが一元して食材等を大量購入し、調理することで、材料費・人件費・高熱水費など給食の調理に係る経費が節減され、保育所の効率的な運営が実現される。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理された給食を提供することや、経費の節減による保育サービスの充実が、養育者が安心して子供を預けられる環境の提供と少子化の抑制及び子育て家庭の仕事と子育ての両立支援につながる。
- ③ 乳幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、児童の正しい食習慣を形成することにつながり、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむことは、将来的な地産地消につながる事となる。また、生産者にとっても、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に

関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 学校給食事業

稲沢市学校給食運営委員会に保育所保護者の代表と保育所の代表が会議に参画し、情報交換や連携を行うことで、乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

② 地産地消事業

給食の食材として地元食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により、安心・安全な食材の確保及び生産者・生產品の拡大に努め、地産地消の推進を図る。

③ 子育て支援事業

給食の外部搬入方式の導入による給食の合理化を図り、節減した経費を保育所の延長保育、一時保育、障害児保育等特別保育の拡充に充て、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図る。

## 別紙

### 1. 特区事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県稲沢市内の公立保育所

(祖父江町地区)

稲沢市立祖父江保育園、稲沢市立牧川保育園、稲沢市立丸甲保育園、稲沢市立領内保育園、稲沢市立長岡保育園、稲沢市立山崎保育園

(平和町地区)

稲沢市立法立保育園、稲沢市立三宅保育園、稲沢市立六輪保育園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

祖父江町地区、平和町地区の公立保育所の給食を、祖父江町学校給食センターで調理し搬入する外部搬入方式にする。祖父江町学校給食センター調理業務委託調理員のうち、5名を保育所の調理員とし、配膳員10名を各保育所勤務とすることで、乳児の離乳食やアレルギーを持つ児童の除去食、代替食にも柔軟に対応する。

学校給食センターには、児童用の調理器具類及び食器等を配置し、消毒等については、学校給食と同様に洗浄及び消毒保管する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

- ① 公立保育所における給食の外部搬入方式の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育園における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、加熱設備としてガスコンロ、ガス回転釜（稲沢市立法立保育園、稲沢市立三宅保育園、稲沢市立六輪保育園のみ設置）及び電子レンジ、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫（稲沢市立法立保育園、稲沢市立三宅保育園、稲沢市立六輪保育園のみ各園で保管し、稲沢市立祖父江保育園、稲沢市立牧川保育園、稲沢市立丸甲保育園、稲沢市立領内保育園、稲沢市立長岡保育園は給食センター

で一括保管)、配膳器具として配膳車があり、給食の再加熱や冷蔵及び冷凍、配膳が可能となる。

また、体調不良児への対応については、保育士、保育所担当の栄養士等関係者で協議し、供与量の調整、主食を柔らかくする、揚げ物の衣を除去する等保育所内の調理室で児童に合わせた給食に合わせることで対応する。

食物アレルギー児への対応は、医師の発行する生活管理表の基、栄養士・保育園長・父兄の3者が協議し、除去食・代替食に配慮した給食を作成し、別配缶する。

●保育所調理室の状況

施設名	調理室面積	加熱設備			保存設備			その他
		ガスコンロ	ガス回転釜	電子レンジ	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	消毒保管庫
祖父江保育園	34.02㎡	2口	—	1台	1台	1台	4台	1台
牧川保育園	24.19㎡	2口	—	1台	1台	1台	9台	1台
丸甲保育園	25.92㎡	2口	—	1台	1台	1台	4台	1台
領内保育園	19.44㎡	2口	—	1台	1台	1台	5台	1台
長岡保育園	21.60㎡	2口	—	—	1台	1台	3台	1台
山崎保育園	19.44㎡	2口	—	1台	1台	1台	5台	1台
法立保育園	46.20㎡	2口	1台	1台	1台	1台	4台	1台
三宅保育園	25.86㎡	2口	1台	1台	1台	1台	2台	1台
六輪保育園	32.37㎡	2口	1台	1台	1台	1台	4台	1台

●調理員及び配膳員の配置状況

施設名	配置先及び配置人数	
	保育所(配膳員)	給食センター(調理員)
祖父江保育園	1名	5名
牧川保育園	1名	
丸甲保育園	1名	
領内保育園	2名	
長岡保育園	1名	

山崎保育園	1名	
法立保育園	1名	
三宅保育園	1名	
六輪保育園	1名	
合計	10名	5名

② 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、給食の内容は保育所独自の献立とし、年齢に応じた味付け、大きさ、固さ及び量等を工夫し提供する。

3歳未満児については、栄養士の指示により保育所で食材を柔らかく再加熱し、刻み食として提供する。

乳児に対しては、保育園配膳室で月齢に合わせ軟飯やお粥を炊き、給食センターで乳児用に調理した別メニューを、ブレンダー等の調理器具を用いてミキサー調理した離乳食を提供する。

回数、時期については、保育所で行われている給食と同様の形態をとる。学校給食センターからの外部搬入の契約については、原則保育所と給食センターとの間で契約書を締結することが要件となっているが、本市の公立保育所及び給食センターの設置、管理及び運営の責任者はともに市長であることから、契約を締結するのではなく、保育所を所管するこども課と庶務課（学校給食センター所属）との間で覚書を締結している。

③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社援38号）及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方式については、学校給食センターから各保育所までは40分以内で到着することが可能であるため、食材は加熱調理後、冷凍または冷蔵せずに運搬し提供する。食事の運搬及び保管方法については、給食を保温・保冷食缶等の保管管理が可能な容器に入れ保育所ごとに専用コンテナにまとめた後、給食運搬車で運搬する。

現在、祖父江町学校給食センターでは、給食運搬車2台で祖父江町地区の小中学校と共に順次配送している。平和町の保育園給食については、現在平和町で使用している給食運搬車1台と専用コンテナを使い祖父江町学校給食センターから配送する。

運搬した給食は、保育所の給食室に搬入し、保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫で保存する。

なお、給食は調理が完了してから約1.5時間で配膳し、児童に提供することが可能となる。

●給食の配送計画（平成29年3月27日より）

《祖父江町地区》

（配送）

祖父江町地区東ルート（丸甲保育園・領内保育園・山崎保育園）

- 10：25発 祖父江町学校給食センター
- 10：30着 丸甲保育園（配膳開始11：05 給食開始11：20）
- 10：40着 領内保育園（配膳開始11：00 給食開始11：15）
- 10：50着 山崎保育園（配膳開始11：05 給食開始11：20）
- 11：00着 祖父江町学校給食センター

祖父江町地区西ルート（牧川保育園・長岡保育園・祖父江保育園）

- 10：30発 祖父江町学校給食センター
- 10：35着 牧川保育園（配膳開始11：00 給食開始11：15）
- 10：40着 長岡保育園（配膳開始11：05 給食開始11：20）
- 10：50着 祖父江保育園（配膳開始11：05 給食開始11：15）
- 11：00着 祖父江町学校給食センター

（回収）

祖父江町地区 東Aルート（丸甲保育園・領内保育園）

- 13：15発 祖父江町給食学校センター
- 13：20着 丸甲保育園
- 13：30着 領内保育園
- 13：35着 祖父江町学校給食センター

祖父江町地区 東Bルート（山崎保育園）

- 13：35発 祖父江町学校給食センター
- 13：45着 山崎保育園
- 13：50着 山崎小学校
- 14：00着 祖父江町学校給食センター

祖父江町地区 西Cルート(牧川保育園・長岡保育園)

13:15発 祖父江町給食学校センター

13:20着 牧川保育園

13:25着 長岡保育園

13:35着 祖父江町学校給食センター

祖父江町地区 西Dルート(祖父江保育園)

13:35発 祖父江町学校給食センター

13:45着 祖父江保育園

13:50着 祖父江小学校

14:00着 祖父江町学校給食センター

《平和町地区》

(配送)

平和町地区ルート (法立保育園・三宅保育園・六輪保育園)

10:20発 祖父江町学校給食センター

10:35着 法立保育園 (配膳開始11:05 給食開始11:15)

10:50着 三宅保育園 (配膳開始11:05 給食開始11:15)

11:00着 六輪保育園 (配膳開始11:05 給食開始11:15)

11:25着 祖父江町学校給食センター

(回収)

平和町地区ルート (法立保育園・三宅保育園・六輪保育園)

13:15発 祖父江町学校給食センター

13:30着 法立保育園

13:45着 三宅保育園

13:55着 六輪保育園

14:20着 祖父江町学校給食センター

〈平成29年3月26日まではなお従前の例による。〉

●学校給食センターの概要

《祖父江町地区》

名称 稲沢市祖父江町学校給食センター

設立年月 平成元年3月

構造 鉄骨造(一部2階建て)

建築面積 1,511.44㎡(調理部分938.0㎡)

職員数 31名

センター長 1名  
(教育委員会庶務課長と兼務)  
栄養士 3名  
事務職員 2名  
調理員 18名(調理業務を委託)  
運転手 6名(配送業務を委託)

調理能力 1日5,000食

現在の調理状況(平成28年4月1日現在)

1日2,643食(小中学校児童、保育所児童・教職員及び保育士分)

調理器具 球根皮剥機、調理器具消毒保管機、フード・スライサー、高速度ミキサー、フードカッター、脱水機、フードミキサー、蒸気蒸し庫、ステンレス回転釜、ガス・フライヤー、ガス連続焼物機、ガス連続揚物機、冷却機、自動食器浸漬機、システム食器洗浄機、システム食缶洗浄機、食器消毒保管機、食缶消毒保管機、コンテナ洗浄機、アレルギー用電磁調理器、電子レンジ等

《平和町地区》

平和町学校給食センターの老朽化に伴い、平和中学校敷地内に親子方式の学校給食調理場を建設中で平成29年4月1日から平和中学校と平和町内の小学校3校の給食を調理する。それに伴い、平和町地区の保育園給食は、祖父江町学校給食センターで調理し、搬送する。

- ④ 現在、児童の給食については、保護者への児童の食材に対するアレルギーの有無を確認する他、各保育所での職員会議での反省点及び意見等を取り入れながら献立会議で検討した後決定している。献立はアレルギー児の除去食献立を含め1ヶ月ごとの献立表を個別に保護者へ配布している。

また、給食の献立、物資の購入等学校給食センターの運営を円滑に行うことを目的とした稲沢市給食運営委員会へは保育園長代表と保護者代表

が出席することにより献立に係る保育所、保護者の意見要望等の反映に努めている。

栄養素量については、年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、児童の嗜好に配慮した献立を提供することで、正しい食習慣が身につくよう、食育を推進する。

食材については地元食材を多く取り入れることで、安心して安全な地産地消への取り組みを図るほか、業務用の添加物等が少ない食材の大量購入が可能となるため、材料費の節減と安心して安全な給食が提供できる。

### 【食事の提供計画】

食事の提供については、従来から実施している3歳未満児の午前のおやつ1回（3歳以上のおやつは午後のみ）、昼食、午後のおやつ1回の形態を基本的に継承し、児童が年齢に応じた必要な栄養所要量を無理なく摂取できるようにする。

昼食については、祖父江町学校給食センターからの外部搬入とし、保育所担当栄養士が保育所独自の献立を実施し、年齢に応じた味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し、提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により保育所で食材を柔らかく再加熱し、刻み食として提供する。

乳児に対しては、保育園配膳室で月齢に合わせ軟飯やお粥を炊き、給食センターで乳児用に調理した別メニューを、ブレンダー等の調理器具を用いてミキサー調理した離乳食を提供する。

3歳未満児に対する午前のおやつと、全員への午後のおやつについては、保育所配膳室での対応とし、児童の食に対する「おいしい・楽しい」という気持ちを大切にできるよう配慮する。

### 【食育のガイドライン】

稲沢市として「食育の計画」を策定し、公私立保育所が共通認識と目標を定め、学校給食センターの協力と連携のもと、以下のとおり実践している。

#### ① 食育の目的

「食習慣」や「生活習慣」の乱れにより、朝食の欠食や栄養素の過不足（バランスの悪い食事）、おやつのおよぎり摂取が指摘される現在において、乳幼児期の良い食習慣の基礎作りは、1日の大半を過ごす保育所が重要な役割を果たしている。生涯にわたり健康で質の高い生活を送る基

礎を形成し、「食を営む力」をつけるため、食育を推進する。

② 食育の到達目標

元気な心と体をつくるために楽しく食べる。

③ 食育の目標

- (1) おなかがすくリズムのもてる子ども
- (2) 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- (3) 一緒に食べた人がいる子ども
- (4) 食事作り、準備にかかわる子ども
- (5) 食べ物を話題にする子ども

④ 食育の計画

(1) 食育の3つの視点

ア 健康づくり

食べ物と体の関係に興味を持ち、元気な体を育てる。

イ 人間関係とマナー

保育者や友達と楽しい食事をするこゝで、愛情や信頼関係を育み、元気な心を育てる。

ウ 食への興味

五感を使って実体験をすることにより、食に対する知識を育てる。

(2) 卒園するまでに身につけたい22の項目

- ア 食事前に手洗いをする。
- イ 虫歯と食事の関連がわかる。
- ウ ひどい偏食や好き嫌いがなゐ。
- エ 生活リズムと食事の関連がわかる。
- オ 毎日朝食を摂る。
- カ よく噛むことができる。
- キ ひどいむら食いや遊び食べがなゐ。
- ク 間食のとり方がわかる。